

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月14日
【会社名】	S B Sホールディングス株式会社
【英訳名】	SBS Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鎌田 正彦
【本店の所在の場所】	東京都墨田区太平四丁目1番3号
【電話番号】	03(3829)2222（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 掛橋 幸喜
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区太平四丁目1番3号
【電話番号】	03(3829)2222（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 掛橋 幸喜
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 234,763,200円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	285,600株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

（注）1．平成24年11月14日開催の取締役会決議によります。

- 2．本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」という。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3．振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。  
名称 株式会社証券保管振替機構  
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### （1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	285,600株	234,763,200	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	285,600株	234,763,200	-

（注）1．第三者割当の方法によります。

- 2．発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### （2）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
822	-	100株	平成24年11月30日（金）	-	平成24年12月3日（月）

（注）1．第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

- 2．発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3．上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割り当てを受ける権利は消滅いたします。
- 4．申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

## (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
S B Sホールディングス株式会社 財務部	東京都墨田区太平四丁目1番3号

## (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 錦糸町支社	東京都墨田区江東橋四丁目11番1号

## 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
234,763,200	2,000,000	232,763,200

(注)1. 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書、目論見書等の書類作成費用、弁護士費用等の概算額であります。

## (2)【手取金の使途】

上記の手取概算額232,763千円については、財務体質の強化に向けた施策の一環として、全額を平成24年12月末において取引銀行からの短期借入金の返済として充当する予定であります。

なお、資金使途に充当するまでの間は、当社銀行口座にて管理いたします。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

#### a．割当予定先の概要

名称	東武プロパティーズ株式会社
本店の所在地	東京都墨田区押上一丁目1番2号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 平野 通郎
資本金	100百万円（平成24年9月30日現在）
事業の内容	不動産の売買、仲介、賃貸、管理及びにこれに付随する業務等
主たる出資者及びその出資比率	東武鉄道株式会社 100%

#### b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引関係		該当事項はありません。

#### c．割当予定先の選定理由

当社は、荷主である顧客企業に対して物流改革を提案し、物流業務の包括受託サービスを提供する3PL（サード・パーティ・ロジスティクス）事業の拡大を、最重要の経営目標として掲げております。当該事業においては、サービス拠点としての物流施設が競争力を左右する要素となっており、好立地かつ高機能な物流施設の安定的な確保は当社にとって経営上の課題の一つです。

一方、当社は、今年度よりグループ経営の一体化に相応しい連結納税制度を導入いたしました。これに伴い、当社主要株主である代表取締役社長鎌田正彦が所有する当社株式の議決権比率が50%を超えていることから、当社は、連結ベースでの利益に対して、法人税の留保金課税が課される可能性があります。このため、当社普通株式の分布状況の見直しが喫緊の課題となっております。

割当予定先は、東武グループの不動産関連事業の中核を担っており、不動産の有効活用に係わる豊富な経験やノウハウ、人材を有しております。当社としては、割当予定先との戦略的な資本提携を通じて物流施設の開発及び運営事業における協業関係を深めることで、物流事業における相乗効果が得られることを期待しております。加えて、割当予定先は、当社株式を中長期的に保有する方針であることから当社の安定株主としても相応しい企業であり、同時に株主構成の変更を通じて留保金課税要件の適用外となることから、同社を割当先として本自己株式を処分するものであります。

#### d．割り当てようとする株式の数

285,600株

e．株券等の保有方針

割当予定先からは、本自己株式処分により割り当てる株式の保有方針について、中長期に保有する意向であることを口頭で確認しております。

また、当社は割当予定先との間で、本自己株式処分による割当を受けた日（平成24年12月3日）から2年間において、割当予定先が本自己株式処分により取得した株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面により報告する旨、並びに当社が当該報告内容を株式会社大阪証券取引所に報告し、同証券取引所を通じて当該報告内容が公衆縦覧に供せられることに割当予定先が同意する旨の確約書を締結する予定であります。

f．払込みに要する資金等の状況

東武プロパティーズ株式会社の主要取引銀行による最新の残高証明書（平成24年9月28日現在）の提示を受け、本自己株式処分の払込に要する資金を上回る十分な現預金を有していることを確認しております。さらに、当社は、平成24年9月期の同社の財務諸表等により経営成績及び財務状況を確認しており、当社への払込期日（平成24年12月3日）時点において要する資金については、特段問題ないと判断しております。

g．割当予定先の実態

割当予定先は、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場している東武鉄道株式会社の100%子会社であり、十分な社会的信用力を有しているものと当社は考えております。

また、当社は、東武鉄道株式会社が同社企業グループをあげて、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、コンプライアンス・マニュアルにより反社会的勢力への対応に関し役職員への周知を図っていることに加え、取引先との契約において反社会的勢力排除条項を導入するなど、当該勢力に対して毅然とした態度で臨み、いかなる要求等も断固として拒絶する旨を、当社が株式会社東京証券取引所に提出した平成24年6月28日付のコーポレート・ガバナンスに関する報告書において確認しており、割当予定先が暴力団等である事実、暴力団等が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び暴力団等と交流を持っている事実は一切無いものと判断しております。

なお、当社は、割当予定先へのヒヤリングにより、割当予定先、当該割当予定先の役員、及び親会社が反社会的勢力及びその他特定団体等とも一切関係を有しないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 処分価格の算定根拠及びその合理性に関する考え方

処分価格につきましては、本自己株式処分に係る取締役会決議日（以下「本取締役会決議日」という。）の直前営業日（平成24年11月13日）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値に90%を乗じた822円といたしました。

当該処分価格は、本取締役会決議日の直前1ヶ月間（平成24年10月15日から平成24年11月13日まで）の終値の平均値である974円（円未満切捨て）に対しては、15.61%のディスカウント、同直前3ヶ月間（平成24年8月14日から平成24年11月13日まで）の終値の平均値である890円（円未満切捨て）に対しては、7.64%のディスカウント、同直前6ヶ月間（平成24年5月14日から平成24年11月13日まで）の終値の平均値である820円に対しては、0.24%のプレミアムとなります。直近1ヶ月間のディスカウント率が10%を超えているのは、平成24年9月27日に一部報道機関による当社業績に関する観測記事が掲載されたことを契機として当社株価が大きく上昇したものの、平成24年11月6日の第3四半期決算発表直後から大幅下落に転じたことが要因と考えております。当社としましては、直近株価が現時点における当社の企業価値を適正に反映し、最も客観的な株価であると判断しており、当該処分価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」を勘案し、割当予定先と協議のうえ決定したものであり、特に有利な処分価格には該当しないものと判断いたしました。

なお、取締役会に出席した監査役4名（うち社外監査役3名）全員が、上記処分価額につきましては、当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にし、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績等を勘案し、適正かつ妥当であり、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

## (2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分により、東武プロパティーズ株式会社に割り当てる株式数は、285,600株であり、本自己株式処分前の当社株式の発行済13,068,400株の2.2%（議決権の総数127,825個の2.2%）に相当し、これにより一定の希薄化が生じます。しかしながら、当社といたしましては、割当予定先と物流施設の共同開発等で連携することが当社の物流事業の競争力強化につながり、当社企業グループの企業価値の向上に資するものと考えていることから、本自己株式処分による処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

## 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
鎌田 正彦	東京都大田区	6,412,800	50.17%	6,412,800	49.07%
S B Sホールディングス従業員持株会	東京都墨田区太平四丁目1番3号	497,600	3.89%	497,600	3.81%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海一丁目8番11号	446,800	3.50%	446,800	3.42%
伊達 寛	東京都新宿区	434,800	3.40%	434,800	3.33%
ザ チェース マンハッタンバンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバスアカウント (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON, EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島四丁目16番13号)	334,800	2.62%	334,800	2.56%
大内 純一	東京都世田谷区	309,400	2.42%	309,400	2.37%
東武プロパティーズ株式会社	東京都墨田区押上一丁目1番2号	-	-	285,600	2.19%
Mellon Bank エヌエー トリーティー クライアント オムニバス (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	ONE MELLON BANK CENTER, PITTSBURGH, PENNSYLVANIA, U.S.A. (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	200,000	1.56%	200,000	1.53%
吉岡 博之	埼玉県鶴ヶ島市	188,900	1.48%	188,900	1.45%
株式会社スリーイーコーポレーション	東京都中央区日本橋小伝馬町4番2号	156,000	1.22%	156,000	1.19%
計	-	8,981,100	70.26%	9,266,700	70.91%

(注) 1. 平成24年6月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、平成24年6月30日現在の総議決権数（127,825個）に本自己株式処分により増加する議決権数（2,856個）を加えた数で除して算出した数値であり、表示単位未満の端数は四捨五入して表示しております。

3. 上記のほか、当社が保有している自己株式は割当後41株となります（平成24年6月30日現在の所有自己株式数から算出）。

4. 上記所有株式数のうち、信託業務にかかる株式数は次のとおりであります。なお、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）は、従業員持株会信託における再信託先であり、従業員持株会信託口が保有する当社株式359,900株を含んでおります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 446,800株

**6【大規模な第三者割当の必要性】**

該当事項はありません。

**7【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

当社は、現在、当社株式の株式会社東京証券取引所への上場申請を行っております。これは、当社が本自己株式処分の実施に当たり、当社株価に影響を与えられるとされる未公表の情報を開示するものです。ただし、形式要件の充足を含め、何らかの理由で同取引所の上場基準を満たさないと判断された場合には、同取引所への上場は承認されない可能性があります。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。



## 第三部【追完情報】

### 1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以降本有価証券届出書提出日（平成24年11月14日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成24年11月14日）現在においてもその判断に変更はなく、また、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2．臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の第26期有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

〔平成24年3月29日提出の臨時報告書〕

#### 1．提出理由

平成24年3月27日開催の当社定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2．報告内容

##### (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年3月27日

##### (2) 当該決議事項の内容

###### 第1号議案 定款一部変更の件

単元株制度の採用に伴い、単元未満株式についての権利を合理的な範囲に制限するため、所要の規定を定款第8条として新設し、現行定款の第8条以下を1条ずつ繰り下げる。

###### 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役として、鎌田正彦、入山賢一、宮坂文昭および渡邊進一郎を選任する。

###### 第3号議案 監査役4名選任の件

監査役として、若林民雄、正松本重孝、竹田正人および岩崎二郎を選任する。

## (3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	決議結果 （賛成の割合）
第1号議案 定款一部変更の件	98,724	40	0	可決（99.52%）
第2号議案 取締役4名選任の件				
鎌田 正彦	95,329	3,435	0	可決（96.09%）
入山 賢一	98,693	71	0	可決（99.49%）
宮坂 文昭	98,690	74	0	可決（99.48%）
渡邊 進一郎	98,698	66	0	可決（99.49%）
第3号議案 監査役4名選任の件				
若林 民雄	98,701	63	0	可決（99.49%）
正松本 重孝	93,315	5,449	0	可決（94.06%）
竹田 正人	98,703	61	0	可決（99.50%）
岩崎 二郎	98,646	118	0	可決（99.44%）

（注）各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

- ・第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
- ・第2号議案および第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

## (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより各可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第26期)	自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日	平成24年3月27日 関東財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 (第26期)	自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日	平成24年11月9日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第27期第3四半期)	自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日	平成24年11月9日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月7日

S B Sホールディングス株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 青木 俊人 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 湯浅 信好 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 千葉 達也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているS B Sホールディングス株式会社の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年1月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、S B Sホールディングス株式会社及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年 3月25日

S B Sホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 湯浅 信好 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井尾 稔 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているS B Sホールディングス株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S B Sホールディングス株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、S B Sホールディングス株式会社の平成22年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、S B Sホールディングス株式会社が平成22年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年3月27日

S B Sホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 青木 俊人 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 湯浅 信好 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井尾 稔 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているS B Sホールディングス株式会社の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S B Sホールディングス株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、S B Sホールディングス株式会社の平成23年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、S B Sホールディングス株式会社が平成23年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成23年 3月25日

S B Sホールディングス株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 湯浅 信好 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井尾 稔 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているS B Sホールディングス株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S B Sホールディングス株式会社の平成22年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

平成24年 3月27日

S B Sホールディングス株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 青木 俊人 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 湯浅 信好 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井尾 稔 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているS B Sホールディングス株式会社の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S B Sホールディングス株式会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。